大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例の概要

（１）条例制定の背景・必要性

○ヘイトスピーチ解消法施行後、全国的に見れば減少傾向にはあるものの、依然として、特定の外国人等を排斥する不当な差別的言動が見受けられ、特に、インターネットを利用した悪質な事象が発生している。

（参考）【右派系市民グループの全国における徒歩デモの件数】（ヘイトスピーチが行われたと認定された件数ではない）2015年　約70件⇒2018年　約30件　出典：警察庁警備局「治安の回顧と展望」　　【インターネットによる人権侵犯事件の受理件数】（ヘイトスピーチのほか全ての人権侵犯事件の件数）2014年　1,329件⇒2018年　1,614件　出典：法務省人権侵犯事件統計

○大阪では、今後、2025年大阪・関西万博をはじめとした国際イベントや、出入国管理法改正などの動向により、来阪する外国人の方が、一層増加することが見込まれる。

（参考）【来阪外国人旅行者数】2014年　376万人⇒2018年　1,142万人（速報値）　【大阪府在留外国人数】2014年　20万人⇒2018年　24万人

○府では、全ての人が人間の尊厳と人権を尊重し、人種や民族の違いを認め合い、暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、様々な施策を推進してきたが、いまだに特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、また、差別の意識を生じさせる事態を引き起こしている。　⇒今後、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を、一層進めていくことが重要。

（２）条例のめざすもの　共生社会の実現をめざして

○ヘイトスピーチを禁止する条例を制定し、ヘイトスピーチは許さないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの共通認識の下、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成する。

（３）条例制定のポイント

１　ヘイトスピーチ（不当な差別的言動）の定義

○ヘイトスピーチの禁止を宣言し、許されない言動であることを社会に根付かせるという大阪府の条例の制定目的を踏まえた定義とする。

○差別的言動の対象は、ヘイトスピーチ解消法では本邦外出身者（外国人）としているが、そのような限定は行わずに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動とする。

○なお、対象以外の目的や内容にかかる差別的言動の定義については、大阪市条例における定義と、大阪市条例制定後に施行された法の定義をも踏まえたものとする。

２　各主体の責務を明記

○人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策に取り組む等、府の責務を定める。

○府民と事業者は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、府が実施する施策に協力するよう努める。

３　不当な差別的言動の禁止

○何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならないということを明記。罰則については、大阪府人権施策推進審議会から、罪刑法定主義の考え方から、何が刑罰の対象になるのかを厳格に、明確にすることが基本となり、ヘイトスピーチの様々な態様を踏まえると、当該行為に対して罰則等を科すことは適当と考えられないこと、また、差別的言動は許されないという共通認識を社会に根付かせるという、条例の制定目的を鑑みると、規定を設けないとする考え方は適当である旨の答申がなされている。こうしたことから、罰則規定は設けないこととした。

（４）条例の概要

○前文

■人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないことを宣言

■更なる人権教育・啓発を通じて周知を図り、府民の理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組みを推進

○目的、定義、基本理念を規定（第１条から第３条）

■目的：人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進し、全ての人が相互に人種や民族を尊重し合いながら共生できる社会の実現

■定義：【不当な差別的言動の対象】人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という）　【不当な差別的言動の目的、内容又は態様並びに場所又は手法】憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動

■基本理念：人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならないことを規定

○府、府民及び事業者の責務を規定（第４条から第６条）

■府の責務　・人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に対する施策を実施する責務　・施策の実施に当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行うものとし、市町村における人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に係る取組について協力する責務

■府民・事業者の責務　・府民は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、府が実施する施策に協力するよう努める責務。　・加えて、事業者には、偉業活動を行うにあたり、府が実施する施策に協力するよう努める責務。

○不当な差別的言動の禁止（第７条）

■人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の禁止

○不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を規定（第８条）

■不当な差別的言動の解消の必要性に対する教育や啓発の実施

■不当な差別的言動に関する的確な相談、そのために必要な取組の実施

○適用上の注意を規定（第９条）

■条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意。

（５）今後の取組の方向

○条例制定を契機に、さらなる啓発、教育、相談体制の充実に努める。

○事案に的確に対応するため、府内市町村との緊密な連携に努める。

○特に影響の大きいインターネット上の事象については、迅速に拡散の防止ができるよう人権擁護機関である大阪法務局に削除要請を行う。